

令和3年（2021年）第5回 枚方市教育委員会  
定例会 議案書

日程 番号	案 件 名
1	議案第1号 枚方市就学援助規則の一部改正について
2	議案第2号 議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第3号）（教育関係）について）の意思決定について
3	報告第2号 臨時代理事項の報告について （1）府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について

○開催日時 令和3年（2021年）5月27日 午前 9時30分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室







## 議案第 1 号

### 枚方市就学援助規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 3 年(2021年) 5 月 27 日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 内容

次ページのとおり

枚方市就学援助規則の一部を改正する規則

- 枚方市就学援助規則（昭和54年枚方市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
- 附則第2項の見出し中「令和2年度」の次に「及び令和3年度」を加え、同項中「至った」を「至った」に、「あつては」を「あつては」に改める。
- 附則に次の1項を加える。
- 3 前項の規定は、令和3年5月1日から令和4年2月28日までの間における第8条の規定の適用について準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第3項の規定は、令和3年5月1日以後の日に受理した第4条第1項の申請書について適用する。

議案第1号参考資料  
枚方市就学援助規則の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">(令和2年度及び令和3年度における援助の期間の特例)</p> <p>2 令和2年5月1日から令和3年2月28日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「同月15日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、その日が土曜日に当たるときはその翌々日）」とあるのは「翌年の2月28日」と、「4月」とあるのは「4月（教育長が特別の事由により第3条に規定する保護者に該当するに至つたと認める者から受理した申請書に<u>あつては</u>、当該特別の事由が発生した月）」とする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、令和3年5月1日から令和4年2月28日までの間における第8条の規定の適用について準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">(令和2年度における援助の期間の特例)</p> <p>2 令和2年5月1日から令和3年2月28日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「同月15日（その日が日曜日に当たるときはその翌日、その日が土曜日に当たるときはその翌々日）」とあるのは「翌年の2月28日」と、「4月」とあるのは「4月（教育長が特別の事由により第3条に規定する保護者に該当するに至つたと認める者から受理した申請書に<u>あつては</u>、当該特別の事由が発生した月）」とする。</p>